

序章 基本計画の概要

(1) 基本計画策定の背景と目的

旧南部病院跡地及び糸満市社会福祉センターの土地は、昭和 54 年に松下電器産業株式会社から「県民の福祉に役立つように」と、県と市に無償譲渡され、その後、糸満市の地域医療・福祉の拠点として重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、南部病院が令和 2 年度に豊見城市に移転し、その後現在まで土地及び建物が利活用されていない状況にあります。

糸満市では、旧南部病院跡地や糸満市社会福祉センターも含めた地域に、「ヒト」と「情報」が通い合う拠点として、社会福祉センターやその他公共施設等を複合的に配置する「市民ふれあいセンター」の設置や市民・県民の健康維持・増進の目的で「ウェルネスリゾートホテル」等の誘致を検討しています。

このことから、令和 4 年 4 月、糸満市より糸満市土地開発公社に対して南部病院跡地の土地建物の取得や土地の造成等の依頼があり、この依頼を受け必要な取り組みを行っているところです。

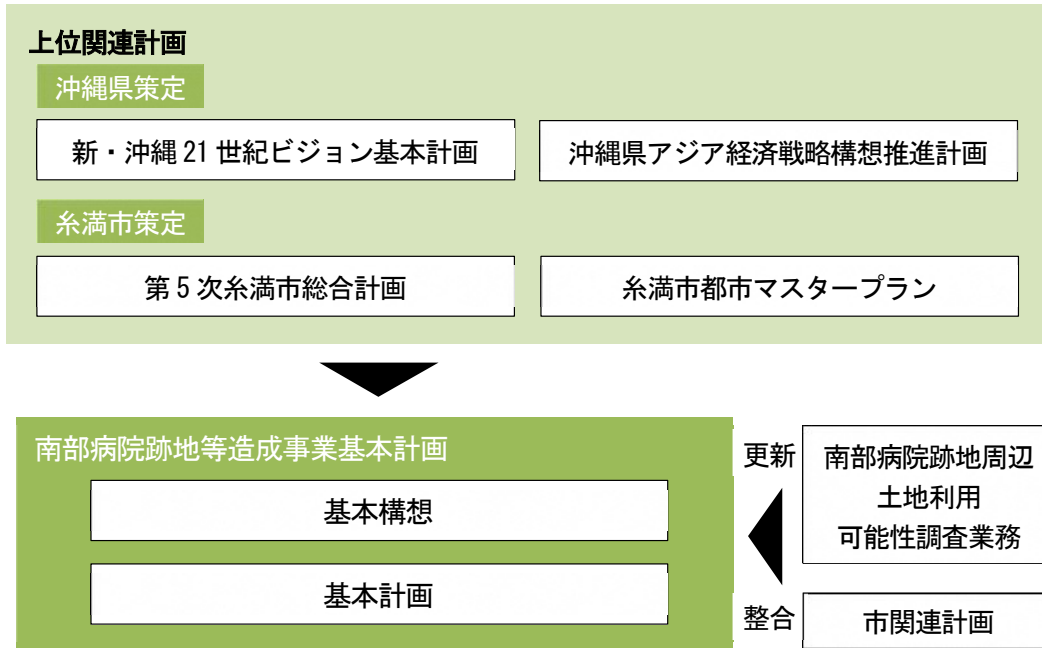
本業務は、今後の事業推進に当たり、必要であると判断したことから行うものであり、令和 4 年度「南部病院跡地周辺土地利用可能性調査業務」を引用し基本構想を取りまとめるとともに、基本構想の着実な推進のため、計画地区における企業の立地意向調査を行い、意向を踏まえた整備計画及び事業化手法、事業化スケジュール等の検討を実施し、「南部病院跡地等造成事業基本計画」として取りまとめます。

(2) 基本計画策定における基本的認識

基本計画の策定に当たり、下記を整理しました。

- 計画地区は、那覇空港から約 10km、那覇港から約 13km に位置し、国道 331 号の全線開通に伴い、利便性が格段に向上している。
- 糸満市は、沖縄県の情報通信産業の振興を目的とした「情報通信産業振興地域」、国際貨物ハブを活用する高付加価値型の国際物流拠点産業の集積を図る地区として、「国際物流拠点産業集積地域」に指定されており、税制の優遇措置等がある。
- 第 5 次糸満市総合計画において、目指すまちの姿第 4 章「きれい！暮らしやすい！住みたいまち・糸満市」に紐づけられた政策「政策 5 まちの賑わいや調和をつくる」の施策の一つに「南部病院跡地の有効利用の促進」を位置づけている。
- 基本計画の内容は、糸満市と密接な関係にあることから、庁内関連部局との綿密な連携・調整が必要である。また、基本計画に関係する機関等との意見交換等を行う必要がある。

(3) 基本計画の位置づけ



(4) 基本計画の策定フロー

